


新潟県立自然公園における各種審査指針の要点

	第2種特別地域	第3種特別地域	特定地域 (第3種特別地域)	普通地域
建築物の新増築	高さ制限...13m以下		高さ制限...30m以下	普通地域内において、届出を必要としない行為 ...高さ13m以下かつ床面積1000㎡以下である建築物
	建築面積(建築面積の地上に露出した部分の水平投影面積)の制限...2000㎡以下			
	建ぺい率制限 敷地面積 500㎡未満...10%以下 敷地面積 500㎡以上1000㎡以下 ...15%以下 敷地面積 1000㎡以上...20%以下	建ぺい率制限 ...20%以下	建ぺい率制限 ...60%以下 (H10.11.25環企第198号)	
	容積率 <sup>(1)</sup> 制限 敷地面積 500㎡未満...20%以下 敷地面積 500㎡以上1000㎡以下 ...30%以下 敷地面積 1000㎡以上...40%以下	容積率 <sup>(1)</sup> 制限 ...60%以下	容積率 <sup>(1)</sup> 制限 ...特に要件は定めない (S63.10.14環保第1076号)  用途地域の白地扱いとなる。 ...200%以下	
	建築物に係る地形勾配が30%を越えないものであること。			
	建築物の水平投影外周線が... 公園事業たる道路、その他主として公園の利用に供せられる道路の路肩から20m 「 」に掲げる道路以外の道路の路肩から5m 敷地境界線から5m ...を越えないもの	建築物の水平投影外周線が... 公園事業たる道路、その他主として公園の利用に供せられる道路の路肩から2m 「 」に掲げる道路以外の道路の路肩から2m 敷地境界線から2m ...を越えないもの		
色彩及び形態 ...屋根及び壁面は以下の点に配慮し、自然と調和するものであること。 原色を避け、必要以上に強い印象を与えない色。 陸屋根を避け勾配屋根として固い印象を与えない形態。  注) 分譲地内の建築物及びマンション等については、事前に県と相談すること。				
分譲地の造成	造成計画の条件 ...分譲地の造成は、次の条件を全て満たすこと。 一定割合の保存緑地を残すこと。 当該行為に関してなされる分譲地等の造成計画が明らかで、1分譲区画の面積(保存緑地を除いた面積)が全て1000㎡以上であること。 20ha以下のものであること。 ひな壇造成でないこと。  注) 事前に県と相談すること。			
木竹の伐採	制限等 ・風致景観上の一定の要件のもと、択伐法が皆伐法による。	制限等 ・特に要件は定めない。		
土石の採取 鉞物の掘採又は	制限等 ・新規の露天掘は許可しない。	制限等 ・新規の露天掘は許可しない。但し、現状の地形を大幅に改変する恐れが無いものは許可できる。	制限等 ・鉞物を掘採し、又は土石を採取することによって、面積が200㎡(海底100㎡)以下かつ高さ5mを越える法を生ずる切土や盛土を伴わないもの。	
の設置 公告物	目的要件...営業のため、誘導のため必要なものであること。 高さ制限...5m以下であること。 面積制限...目的に応じて5㎡以下又は1㎡以下であること。 色彩条件...強い印象を与えないもの。			

	第2種特別地域	第3種特別地域	特定地域 (第3種特別地域)	普通地域
干拓 水面の 埋立	制限等 ・公益上又は地域住民の日常生活上必要なもの以外は許可しない。			
土地の 形状変更	制限等 ・集団的に建築物を建築させるための敷地造成として行われるものでないこと。 ・ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。 ・当該土地形状変更の規模が必要最小限のものであること。 ・当該行為による土砂の流出の恐れがないものであること。 ・運動場等の造成のために行われるものにあつては、当該運動場等が当該地域以外の地域では、その設置目的を達成することができないと認められるものであること。			制限等 ・土地又は海底の形状を変更することであつて、面積が200㎡(海底100㎡)以下かつ高さ5mを越える切土や盛土を伴わないもの。

( 1 ) 総延床面積 ÷ 敷地面積 × 100

！建築物と工作物：建築物とは、土地に定着する工作物のうち「屋根及び柱若しくは壁を有するもの」を言い、建設設備（建築物に設ける電気・ガス・給排水・暖房・消化・排煙、若しくは汚物処理の設備又は煙突・昇降機、若しくは避雷針を言う。）を含むものとする。  
 以上から、携帯電話の基地局アンテナ等は屋根及び壁が無いことから建築物には該当しない。  
 （県環境企画課）

！特定地域とは...：ア．自然条件、風致景観上の実態からみて、特定行為のいずれかにつき審査指針に定める基準を強化することに合理的な理由があり、かつ、一定の面的広がりを持つものであること。  
 イ．国立公園・国定公園の特別地域内の一部の地域であり、かつ、一定の面的広がりを持つものであること。  
 ウ．自然公園法による地種区分の変更を必要とする程度までに至らない場合であること。

県の担当窓口

新潟県県民生活・環境部 環境企画課 自然保護係  
 TEL.025-280-5151(直通) FAX.025-280-5166 E-mail:env-nature@mail.pref.niigata.jp